	第6期第5回横浜市税制調査会 議事概要
日 時	令和5年8月18日(金)午前10時20分から正午まで
会議形式	対面形式 (横浜市庁舎 18 階 みなと 1・2・3 会議室)
出席者	青木座長、上村委員、柏木委員、川端委員、柴委員、望月委員
欠 席 者	なし
関 係 局	環境創造局、財政局、総務局
開催形態	公 開 (傍聴者 0 人、取材 1 人)
議 題	1 横浜市のこれまでのみどりの取組及び現行の横浜みどりアップ計画の振り返
	りについて
	2 横浜市の財政状況及び行政改革の取組状況について
議事	別紙「議事録」のとおり
資 料	【議題第1号 資料】横浜市のこれまでのみどりの取組及び現行の
	横浜みどりアップ計画の振り返りについて
	【議題第1号 別紙1】横浜みどりアップ計画 実績・事業費一覧
	(第1期~第3期) 【議題第1号 別紙2】横浜みどり税を財源として取り組んだ事業の一覧(第3期)
	【議題第2号 資料1】「横浜市中期計画 2022-2025」(抜粋)財政状況関係
	【議題第2号 資料2】「横浜市中期計画2022-2025」(抜粋)行政改革関係
	【議題第2号 資料3】「令和5年度予算案について<資料編(計数資料)>」 (抜粋) 行政改革関係

令和5年8月18日(金) 午前10時20分から正午まで

横浜市庁舎18階みなと1・2・3会議室

				フトマルーがも世がと同様が土役用電子人とはひものでいるかとより。人でした
				それでは、第6期第5回横浜市税制調査会を始めさせていただきます。令和5年
税	制	課	長	度は第1回目となりますので、開会にあたりまして、主税部長の松井より委員の皆
				様に一言ご挨拶申し上げます。
				財政局主税部長の松井でございます。本日はお忙しい中、横浜市税制調査会にご
				出席いただきまして御礼申し上げます。令和5年度におけるご審議のはじめににあ
				たりまして、本来は財政局長の近野が出席すべきところではございますが、本日は
				所用のため、局長に代わりまして、私から一言ご挨拶させていただきます。
				横浜市税制調査会では、昨年度より、市長からの諮問に基づきまして、本市の政
				策目標の実現に向けた課税自主権の活用上の諸課題等について調査・審議を行って
				いただいております。昨年8月の本市の財政ビジョン等のご審議を皮切りに、現行
				横浜みどりアップ計画の3か年の実績、次期みどりアップ計画素案などについてご
				審議いただいております。また、本年3月には、本市の基幹税目である個人市民税
				に関連しまして、「個人住民税の再検討」についての報告書をとりまとめていただ
				き、厚く御礼申し上げます。
				本市におきましては、中期計画の基本戦略として「子育てしたいまち 次世代を
				共に育むまちヨコハマ」を掲げ、その実現に向けて取り組んでおります。その中に
<u></u>	壬光	\	E	おきましては、横浜みどり税とも深く関わりのある施策としまして「まとまりのあ
主	税	部	長	る樹林地の保全・活用」などが位置付けられており、環境創造局を中心に施策を推
				進しているところでございます。
				今年度は、横浜みどり税条例の適用期間の最終年度となります。来年度以降の取
				組案につきましては、現在、とりまとめに向けて内部で議論等を進めているところ
				でございます。
				今年度の税制調査会におきましては、横浜みどり税という本市にとって大変重要
				なテーマに関しまして、昨年度に引き続き調査・ご審議をいただき、専門的な見地
				からご意見をとりまとめていただきたいと考えております。
				本日は、このあとの議題にて、まずは現行の横浜みどり税に関しまして、「横浜
				市のこれまでのみどりの取組と現行の横浜みどりアップ計画の振り返り」について
				御説明をさせていただきます。次に、「横浜市の財政状況及び行政改革の取組」に
				つきまして御説明をさせていただく予定となっております。
				委員の皆さまにおかれましては、活発なご議論をいただけますと幸いでございま
				す。どうぞよろしくお願いいたします。
				次に、会議の定足数を報告します。横浜市税制調査会運営要綱第6条の規定によ
				り、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができないこととされております
				が、本日は、委員皆様のご出席をいただいておりますので、定足数は満たしており
1)4	Hell	⇒ p¤	≓	ます。
税	制	課	長	次に、今年度の進め方ですが、今年度の審議事項につきましては、事前に事務局
				から青木座長に御相談をさせていただいております。令和5年度は横浜みどり税条
				例の最終年度となっております。来年度以降の取扱いにつきましては、次期の緑の
<u> </u>				取組案をお示しさせていただいた上でご議論いただく必要があると考えておりま

	す。現在、環境創造局におきまして、これからの緑の取組案の取りまとめに向けて
	鋭意検討を進めているところと聞いておりますので、今しばらくお時間をいただき
	たく存じます。
	そのため、本日は、まず、横浜みどり税に関する議題として、「横浜市のこれま
	でのみどりの取組及び現行の横浜みどりアップ計画の振り返り」につきまして、環
	境創造局から報告を受けて、ご議論いただきたいと考えております。
	その次に、本市全体の財政状況や行財政改革について、現状及び今後の取組を、
	財政局及び総務局の各所管部署から報告を受けて、ご議論いただきたいと考えてお
	ります。
	なお、第2回目以降の進め方につきましては、諸般の状況に鑑みて座長と御相談
	をさせていただきたいと考えております。
	そのほかに、何か審議すべき事項が委員の皆様からございましたら、ご意見をい
	ただければと存じます。
	こういった進め方で考えておりますが、いかがでございましょうか。
座 長	よろしいですか。はい。
	ありがとうございます。それでは先ほどお話ししたとおり、はじめに、「これま
	でのみどりの取組及び現行の横浜みどりアップ計画の振り返り」について、環境創
	造局からこの後報告を受け、ご議論いただきたいと思います。
税制課長	次に、議事の公開になりますが、調査会の会議は要綱8条の規定により公開する
	ものとされておりますが、これにかかわらず、調査会の会議の全部または一部を公
	開しないこととする場合には、座長が決定するものとされております。この点はい
	かがいたしましょうか。
座 長	今回は非公開にする理由はございませんので、公開でお願いします。
□ 税 制 課 長	それでは早速議事に入りたいと思いますが、ここからの議事進行は座長にお願い
	します。よろしくお願いいたします。
	それでは本当に暑い中、皆様お集まりいただきましてありがとうございます。早
	速、時間も限られていますので、議事に入らせていただきたいと思います。今御説
	明いただいたように、本日はここまでの実績確認ということで、次回第2回以降は
	次期に向けてという話が出来るのか出来ないのかという状況ですので、まずは、今
座 長	までやってきたことをどう評価するかというところを中心に、かつ横浜みどり税の
	充当事業というところに我々、職責を持っていますので、そこの部分に集中して委
	員の皆様からご意見をいただければというふうに思います。
	それでは最初に環境創造局から、みどり税充当事業中心にして、実績を簡潔にご
	報告いただければと思います。お願いします。
	はい。環境創造局政策課みどり政策調整担当課長の佐藤です。どうぞよろしくお
	願いいたします。
	まず、「これからの緑の取組」の庁内検討に時間を要したことで、税制調査会に
7 10 10 -d fels	お諮りすることが遅れたことについてお詫びをさせていただければと思います。今
みどり政策調整	後も活発なご議論をいただけるよう、丁寧な説明に尽くしてまいりますので、引き
担当課長	
	本日は、横浜市のこれまでのみどりの取組及び現行の横浜みどりアップ計画の振りには、サンススストルススストルススストルススストルスススススススススススススススススス
	り返りについてみどり税充当事業を中心に御説明させていただきます。
	まず、お手元の配布資料を確認させていただきます。本日お配りしているのは、
1	右肩に議題第1号資料と記載したものと、別紙1、別紙2と記載したものの3点で

ございます。

別紙1には、現行第3期までのみどりアップ計画の計画事業費と実績についてま とめたもの、別紙2には、現行計画においてみどり税を充当した事業の一覧をご用 意しております。こちらにつきましては適宜ご覧いただければと思います。

それでは右肩に資料と書かれた資料に沿って御説明をさせていただきます。

本日の御説明内容につきましては、ご覧のとおりでございます。

まず、①横浜市のこれまでのみどりの取組について御説明します。

御説明内容は、ご覧の1から3の項目です。みどりアップ計画以前から計画第3期までの取組や各計画期の概要について御説明をさせていただきます。

みどりアップ計画以前の緑の取組では、市内の緑被率が急速に減少するなかで、 緑の環境をつくり育てる条例を制定し、この条例をベースとしながら、行政計画を 策定して取組を進めてきました。

平成18年に策定した「横浜市水と緑の基本計画」は、水・緑環境の保全・創造、 育成に関わる総合的な計画です。令和7年度までの長期目標として、緑被率31%を さらに向上させることを設定しました。

続いて、横浜みどりアップ計画の概要ですが、平成18年に「横浜市水と緑の基本計画」の重点的な取組として位置付け、平成21年に横浜みどり税の導入も含む新規・拡充施策を策定しました。緑の減少に歯止めをかけ、みどり豊かな美しい街横浜を次世代に継承するための5か年の計画として、樹林地・農地・緑化の3つの柱で構成し取組を進めてきています。

3期までの計画の変遷についてですが、平成21から25年までの第1期「新規・拡充施策」では、みどり税を活用し、民有樹林地の保全を大幅に強化しました。総事業費約597億円、うちみどり税約122億円でございます。

続いて、平成26から30年までの第2期では、引き続き計画の根幹は樹林地保全としながら、市街地における市民の実感につながる緑をつくる取組を拡充しました。また、市民にわかりやすい効果の高い取組とするため、事業を整理・見直し、生業としての農業を支援する取組は計画外で実施することとしました。総事業費は約485億円、うちみどり税は約130億円でございます。

現在推進している、平成31年(令和元年)からの第3期についても、引き続き根幹は樹林地の保全としつつ、平成29年に開催した全国都市緑化よこはまフェアの成果を継承し、緑や花による魅力ある空間づくりを推進することとしました。総事業費は約502億円、うちみどり税は約136億円でございます。

最後に樹林地保全の状況ですが、樹林地の保全を着実に進めてきたことで、市内 樹林地の保全対象のうち、約5割の樹林地を保全してきました。

続いて、②現行の横浜みどりアップ計画の振り返りについて御説明します。 御説明内容は、ご覧のとおりです。

第3期の横浜みどりアップ計画の全体像はご覧のとおりでございます。3つの計画の柱に効果的な広報の展開を加えた、全13事業で取組み、うち黒い丸点(●)でお示しする10事業にみどり税を充当しています。

まず根幹の取組である樹林地保全のため、指定拡大を進める、緑地保全制度の概要について御説明します。緑地保全制度は、法律に基づく特別緑地保全地区などの制度のほか、本市独自の条例による市民の森などの制度を活用して樹林地保全を進めており、詳細は以下の一覧の通りです。原則として、土地所有者の方に持ち続けていただくことによる樹林地の保全を目指し、指定地に対して維持管理助成を実施

しています。一方で、特別緑地保全地区等については、相続などの不測の事態等が 発生した場合には買入れ申し出に着実に対応しています。

緑地保全制度の指定の実績ですが、現行の第3期は、4か年で144.8haを新規指定しています。平成21年の第1期計画開始以降、計画前と比べ、3倍以上のスピードで樹林地の指定が進んでいます。

一方で、これまでの指定推進により、大規模な未指定樹林地は減少しており、1か所あたりの指定面積は小規模化しています。そのなかでも、緑の10大拠点内の樹林地や、市街化区域内の身近なまとまりのある樹林地の指定を重点的に推進しています。指定に際しては、制度指定によらず保全したい方も一定数いらっしゃるなど、樹林地所有者一人一人の様々な意向に応じた、一層丁寧な対応が必要となっています。

続いて、樹林地の土地利用転換の状況ですが、樹林地の減少傾向は緩やかになりつつあるものの、宅地造成など、依然と土地利用転換による緑の減少は続いています。下は、直近の緑被率調査結果でございます。

土地利用転換の具体例としましては、下の写真にあるとおり、宅地開発による減少が引き続き生じています。このことからも、相続等の不測の事態が発生した際の買取りや、税の負担軽減、維持管理助成を受けられる緑地保全制度を活用することで、樹林地の減少を食い止める取組が引き続き必要となっています。

写真は、資材置き場に転換された事例です。宅地開発だけでなく、資材置き場への転換等によっても樹林地の減少は生じています。

次に、市による樹林地買取りの面積の推移ですが、毎年度、約20ha程度の樹林地について買入れ申し出に対応しています。買入れ申し出は、下の水色の折れ線グラフで示している「買取りが発生する可能性のある緑地保全制度に指定した民有樹林地」の総量に対して約4.5%程度が毎年発生しています。現行の第3期の買取り面積は、約67haでございます。

次に、市による樹林地買取りの事業費の推移ですが、みどり税を活用し、安定的な財源を確保していることで、買入れ申し出に着実に対応することができています。下は、これまでの買取り事業費の推移でございます。

他の政令指定都市との比較ですが、特別緑地保全地区の指定面積及び指定地区数は、横浜市が最多となっています。みどり税という安定的な財源があることで、緑地として永年保全可能な特別緑地保全地区の指定を積極的に推進することができています。

樹林地の減少傾向については、みどりアップ計画前の減少量に比べ、減少幅が鈍化しています。

維持管理助成については、みどり税を活用して、第3期の目標件数を超えた申請にも着実に対応しています。

水田の保全については、市内の水田面積全体の約9割に対して保全奨励を実施 し、減少の抑制に一定の効果を発揮しています。

農のふれあい体験の場としての農園開設については、みどり税を活用した農園の開設支援や農園付公園の整備が進み、市民が農にふれあい、楽しむ場が増加しています。これらの取組は、横浜の緑の魅力を実感することで、市民が緑の保全・創造の重要性を意識するきっかけとなる、有効な取組となっています。

並木・街路樹の再生については、第3期から、駅周辺や区の代表的な路線などを 対象に、老木化した桜並木など地域で愛されている並木を再生することにより、街

	B樹による良好な景観づくりを推進しています。現時点で、9路線で取組を進めて
	時間による良好な景観 ライザを1世世しています。 地内点で、 り暗縁で収組を進めて きました。
	地域緑のまちづくりでは、地域の緑化活動を支援することで、様々な場所でその
	地域にふさわしい緑や花のまちづくりが進むとともに、緑をテーマとした地域コミ
	ュニティ活動する地区が増加しています。現行の第3期においても、新たに20地区
	と協定を締結しています。
	都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくりでは、街なかの緑や花は、美しく
	潤いある景観を形成するとともに、街の魅力や賑わいにも貢献しています。これら
	の取組が、花や緑への関心を高めるきっかけとなっています。
	以上で説明を終わらせていただきます。以降は、参考資料として、これまでの答
	申の概要を添付しています。
	よろしくお願いいたします。
	はい。どうもありがとうございました。それでは今ご報告いただきましたところ
	についてご審議をいただければと思います。簡潔に御説明いただくようリクエスト
	しましたので、本日のご報告はごく概要部分となりますけれども、お手元のこの別
座 長	紙1を見ると、いろいろなことが見えてくる場合もありますので、どこからでも結
	構です。ご意見あるいは御質問についてお願いをいたします。いかがでしょうか。
	現在第3期ですけれど、第3期に限らず第1期から第2期、第3期と通して御質
	問いただいても構いません。いかがでしょうか。
委員	一点よろしいでしょうか。
座 長	はい。お願いいたします。
	簡単な質問ですが、スライド10ページのところの樹林地保全の状況について、保
	全済み、未指定の民有樹林地というところで、これは令和元年の数字ですよね。今
委 員	は令和5年なので、最新の状況を知りたいのですが、もし情報があれば教えてくだ
	av.
座 長	逆に言うと、なぜこの数字だけ時点が古いのでしょうか。
/	緑被率調査というのを市の方でやっておりまして、その直近の調査を令和元年度
みどり政策調整	にやっております。そのデータをもとに算出をさせていただいておりますので、
担当課長	近々新たに緑被率調査をやる時期になっておりますので、その時点でまたこちらの
	数字も更新できるかというふうに考えています。
座 長	それはいつ予定されているのですか。
みどり政策調整	
担当課長	今のところ来年度を予定しております。
	来年度ですか。これは我々も大変関心のあるところですし、議会の方でも関心を
座 長	持たれそうなところかと思ったのですが、その点は御質問大丈夫でしょうか。
委員	決算ベースでいうと、今の時点で確定しているのは令和3年度までですからね。
座	これは緑被率を出さないと出てこない数字ですか。
みどり政策調整	<u> </u>
担当課長	全体の量を把握することが必要です。
1	保全対象となる樹林地を把握しないと、これが出てこないということでしょう
座 長	か。これなしに次の計画と言われましても、という感じはしないでもないですが。
	だから、単純に元年末に、2年分と3年分を足せば、保全済みの3年末分がわか
	
委員	るというわけではないということですね。比率で考えているわけではないでしょ
	う。保全済みの実績が消えることはないのですよね。

みどり政策調整	そうですね。
担 当 課 長	C) C 9 44 ₀
座 長	保全済みのものは調査しなくてももう出ますよね。毎年当然把握されているわけですよね。出ないのはこの分母の部分ということですよね。
みどり政策調整	とうよれる。田ないのなどの方体の部分ということですよれる。
担当課長	そうですね。
委員	ということは、未指定の民有樹林地の数字が変動しているということですよね。
座 長	そういうことですね。
委員	未指定の民有樹林地の最新の数字は必須ではないのでしょうか。
座 長	分母だけ令和元年の数字でもいいので、保全済みの方は令和4年ぐらいで出して いただいた方が良いと思います。
	資料として、スライド10ページの図1枚、まずは令和元年末時点の正確な数字で
	すという説明をする。さらに1ページ加えて、令和2年、3年と積み上げていく
	と、保全済みはこれだけ増えて、保全済みサイドの方は変化しています、未指定の
委 員	ほうはどう変化しているかまだ速報値なのでわかりません、というような説明の仕
	方でもいいのではないでしょうか。令和元年末時点のものに、令和2、3年の保全
	済みの分だけを積み重ねてしまうと不正確になるので、そこは分ける必要があると
	思います。
みどり政策調整	令和元年度末時点がありまして、それ以降に保全したものについては、当然積む
担当課長	ことができます。
委員	わかりますよね。
みどり政策調整	はい。そういった形で作らせていただきたいと思います。
担当課長	TAV O C / V / Z/C/// CIF 9 E C V / C/C C / C / C / C / C / C / C / C
座 長	資料としてもう1枚あった方がわかりやすいと思います。
	それはもちろんそのベースの未指定民有樹林地の数字が確定できていないという
委 員	のは、ちゃんと説明する必要がありますよね。だから、最新の保全状況のイメージ
	としてということで。
みどり政策調整	推定値という形で、令和2年、3年ということでわかる限り作りたいと思いま ,
担当課長	す。
委 員	そんな感じですよね。
座 長	さもないと第3期にどれだけ樹林地保全に取り組んだのかわからないという話に もなりますからね。
	もなりようからね。 しかも令和3年度分まで決算が確定しているのに、実績としてなぜ数字が出てこ
委 員	しかも
みどり政策調整	
担 当 課 長	はい。ありがとうございます。
座 長	はい。ありがとうございます。次回に向けて宿題ということでお願いをいたしま
左 八	す。他、いかがでしょうか。
委 員	はい。よろしいでしょうか。
座 長	はい。○○委員、よろしくお願いいたします。
_	別紙1を拝見していまして、第1期の上から(1)の樹林地を守る、のところの
委 員	下の3番目に緑地再生等管理事業とあるのですが、そこの中で危険斜面の整備とい
	う、これは非常に大事だと思うのですが、このところの内訳、これは28か所のうち

1	
	の5か所を実施したという意味なのか、その逆なのか、「28/5」という表記の意味がよくわからないので教えてください。ここをお伺いする理由は、最近の気候変動に伴ってとても強い雨が降って山の斜面でがけ崩れが発生してしまうことがあるものですから、やはりしっかりした樹木をしっかり植えるということの重要性が特に高まってきていると思います。私たちがみどり税を作ったときにはあまり考えていなかった状況が大変増えてきていますので、そういうところについて何か見える化をしていれば、数字で実績を御説明いただけますでしょうか。
座 長	はい。お答えいただければ、お願いいたします。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長	5か所が目標数になっていまして、実際に実施したのが28か所という形になっています。いま委員にご指摘いただきましたように、斜面地の安全対策というのがとても重要になっている、求められているという状況もある中で、目標以上にこの部分については実施してきたという実態がございます。
委員	ありがとうございます。このところはみどり税に関する部分として評価してよろ しいのですよね。
座長	もちろん御質問していただいて結構です。斜面地についてはいろいろ法律との絡みがあるので、県の責任の部分と、市の責任になる部分をどう切り分けるのかというのがありますし、市の責任の中で、あくまでこれはみどり税を充てていますから、緑地の部分になりますので、そういったことも踏まえてもう少し詳細について資料を出していただくということはいいのではないでしょうか。特に大事になるので、次回このあたりの資料をいただきたいと思います。
みどり政策調整 担 当 課 長	はい。実績の詳細について作らせていただきます。
座 長	どういう内容で、あるいは法整備上、どの部分にどう充てているかといった御説 明をいただけるとありがたいと思います。
みどり政策推進 担 当 理 事	念のため、補足でございます。今の部分でございますが、委員からご指摘いただいた最初のシートが第1期の成果でございまして、第1期のときから防災性にはきちんと対応していく必要があると、2期、3期と同じように項目を少しずつ変えながら防災性の対応を進めてきてございます。現在の3期目につきましても、保全した樹林地の整備の中で防災の対策を進めてございますので、それを含めてわかりやすく御説明するようにしたいと思います。以上でございます。
座長	はい、ぜひお願いをいたします。他いかがでしょうか。特にちょっとこれ私からのリクエストですが、この別紙1の表の元となるエクセルデータがありますよね。 PDFでは頂戴していますが、エクセルですといろいろ我々の方でも加工したりできるので、エクセルデータでいただけるとありがたいと思いますので御検討ください。はい、お願いいたします。
委員	御説明ありがとうございます。確認になりますが、別紙1の最後のページで、みどり基金の推移が示されています。赤色の縦棒がみどり基金への実積立額、緑色がみどり税等(執行額)、黄色が基金残高(累計)となっていて、その見方ですが、例えば22年度を見たときに、黄色の基金残高の出し方としては、21年度の黄色の955と22年度の赤の1,988を足して、22年度の緑の1,227を引くと黄色の1,715が出てくるのですよね。そうすると、この赤は実積立額というよりは当年度の積立額というような。
委 員	繰入額ですかね。
委 員	繰入額ということで、パッと見ると各年度この3本だけだと数字が出ないので、

·	
	21年度の期末残高が955で、それに右隣の22年度の赤を足して、さらにその右隣の 緑を引くと22年度の残高にあたる黄色が出てくる。同じように、23年度の残高を出 す際も、22年度の期末残高の1,715に、繰入額の2,099を足して、執行額の1,942を 引くと期末残高の1,872が出てくるということですよね。
みどり政策推進 担 当 理 事	はい。そういうことです。
委 員	そうすると、実積立額という表記がちょっとわかりにくいと思います。
委員	残高に見えてしまいますよね。やはり繰入額ではないでしょうか。
4 E	繰入額と表記していただくか、「当年度の」とか補足をしていただけるといいの
委員	ではないかなと思いました。はい、わかりました。ありがとうございます。
みどり政策調整 担 当 課 長	はい。ありがとうございます。
	21年と22年のところで、凡例として①②③とか(1)(2)(3)などの番号をとりあえ
无 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	ず一番左の方の2年分ぐらいでつけていただいて、計算式を①+②-③=④という
委員	ふうに記載していただくと、それがずっと動いているというのがわかりますよね。
	全部に凡例を付ける必要はないと思いますが、そのほうが親切だと思います。
みどり政策推進	今後、わかりやすく記載したいと思います。
担 当 理 事	フ·汉、 42/3~ケ ト ケ ト 山東 した V・こ 心 V・よ チ。
委員	手計算をしたのですが、途中の計算過程で1ずれるところがありますよね。
みどり政策推進	端数処理をしているため、手計算での結果と一致しないところがあると思いま
担当理事	す。
	一つこの点について御質問させていただきたいのですが、各期末の残高がだいた
座 長	い同水準に落ちついているように見えますけれど、これは意図的に目標をされてい
	るのかどうなのかという点をお伺いしたいのです。平成30年度末と令和4年度末が
	だいたい9億円余りという水準です。 #####の開版のは、1100に101
	先ほど御説明の中でもありましたけれども、樹林地の買取りは、トレンドとして、買取対象の指定総面積の4.5%ぐらいが毎年出ており、トレンドはこれまで変
みどりアップ推進	し、貝取対象の指足総面積の4.3%くらいが毎年間でおり、ドレンドはこれまで変わってないところがありますので、そのトレンドで買取りに対応してきた結果とし
部 担 当 部 長	て、基金残高もだいたい同じになっているというのが、実態かと思います。特に何
	か意図をしてこの金額に抑えているとか、積んでいるとかはございません。
	これまで執行されてきて基金残高をどう見るかというのがとても難しいところで
	はありまして、当然みどり税だけで事業をやっているわけではないので、一般財源
	をどれぐらい充てているのか、あるいは起債分どれぐらい入れているのか、これの
	全体のバランスで結果として最後に残高が出るはずなので、なかなかこう読むのが
L	難しいのと、残高がどれぐらいあれば適正なのかと議論もなかなか難しいと思いま
座	す。これについて、実際に執行されていて、今までの実績をご担当されていた上
	で、何かお感じになられるところはありますか。残高の水準もしくはその一般財源
	の投入の仕方、一般財源が足りていないとか、ちょっと起債が大きすぎるとかいろ
	いろと感想ベースで構いませんので、何かこの残高について、執行されているお立
	場からご意見いただければと思います御質問が、いかがでしょうか。
みどり政策推進	よろしいですか。
担当理事	
座長	はい。お願いします。
みどり政策推進	私の感想ベースでのお答えにはなりますが、やはりまずは、緑地の買取りのご要

<u> </u>	
担当理事	望があった場合の不測の対応は根幹ですので、しっかり対応していかないという思いでございます。そのためにも、やはり一定の残高をもってきちっと対応できると
	いう環境を整えておく必要があると思います。あと委員がおっしゃられました、残
	高の内訳といいますか、財源ですが、国費については、やはり認証を年度によって
	は予定よりもちょっと少なくなってしまうという年もあったり、起債も全市的な発
	行の抑制の考え方もございますので、そういったことで財源に非常に窮するような
	事態も生じる可能性があるかなと考えてございます。そういった意味でも、いざと
	いうときは例えばみどり税だけでも、含めてきちっと対応できるという規模の残高
	が必要かなというふうに、私の感想ですが、そんな状況で推移してきているのかな
	というところでございます。
	この問題は本当に奥が深いのでなかなか今回だけでお答えいただけないだろうな
	と思います。やはりこれは先程もありましたが、これから整備しなければ、買い取
	って整備しなければいけない面積がある上で、3期をやって期末の時点でだいたい
 ⊨	9億円という金額で、もうこれを考えてしまうと、税金なかなかやめられないとい
座 長	う言い訳にもなりそうな気がしないでもないですが、この点については何か環境創
	造局としてお考えはありますか。いわばいざとなれば買い取りますよと、いまお言
	葉にもあったように、これを約束しているわけで、そのための財源をどう考えれば
	いいのかということですが。
	現時点では先ほど申し上げたとおりの状況でございますが、やはり指定している
みどり政策推進	総量に対する一定の割合でという推移はトレンドがございますので、それに合わせ
担当理事	て、本当に万が一のときも想定して、きちんと対応できるのかどうかという点につ
	いては、残高をきちっと確保する必要があるかなと、そのようには考えてございま
	す。
	現状、難しいのですが、これをですからみどり税を継続するのかやめるのかとい
	うことも含めてお答えしにくい部分は多分あると思います。この買い取らなきゃい
	けない、いざみどり税をやめてしまうとなると、一般財源で買うしかないわけです
	けれど、それも含めて期末のこの9億円程度というのは、水準としてどうなのでし
座長	ょうか。十分なのか、という聞き方をしてしまうと十分ではないです、とおっしゃ
	ると思いますが。残高が少ないです、と言うのであれば、一つの考え方として、次
	の期はみどり税を、例えば、税額を倍増しましょうという話だってあり得る話では
	あります。ご担当部局としては基金残高の水準についてどうお考えでしょうか。
	過年度に指定をさせていただいて、御説明をして、ご協力をいただいた方の、ま
	だ買い取っていない、そういった状態になっていないというその総量は数字として
	はあるので、それを掴みつつなのですが、一番私どもも悩ましいのは、いわゆる不
みどり政策推進	測の事態がいつ起こるのか。ちょっと読みきれないというか、情報としては、事前
担当理事	に御相談いただく場合もありますし、発生してしまったという状況で御相談いただ
	く場合もございます。その対応について、場合によっては2~3年かけてご対応してまているよい。そのが現在の特別でございますので、ま、したの間の魅力すぎま
	てきているというのが現在の状況でございますので、ちょっとその辺の読み方が非
	常に難しいというのが正直なところでございます。
座 長	はい。ありがとうございます。これ本当に奥が深いのでまた次回も質問させてい
— X	ただくかなと思います。はい、どうぞ。
	今の御説明でわかったのですが、ここの残高というのは、税収の残高ではなくて
委員	キャッシュの残高ということですか。キャッシュの中には税収も入っているし、借
	入金も入っているし、国費も入っていて、例えばB/Sでいうと、左サイドの資産

うことでしょうか。		の切のボナーマンフのボナーマー由ヨルを集ませんば、古よの発血な言ませてしい
みどりアッブ推進 このグラフの数字自体は、みどり税の基金残高ですので、一般財源や市債は別の金額になっています。 その裏づけの問題だと思います。複式簿配的に言えば、キャッシュが入りました。キャッシュ変付けが本当に純資産というか正映資本というか、要するに税収で入ってきたキャッシュの部分と、そうではなくて、借入金、一般財源の方の事業が絡んでいるものだから、そこでの借人れが紐付いている部分だとか、へれに連動して国費が入ってきた部分だとか。そういうものが乗っかっていますという、資産の部の方の話をされているということですよね。だからネットで見ると多分赤字ということではないでしょうか。市債疾高の方が基金残高よりも大きいと、そうなっているのではないですか。だからネットでいうと赤字になっていて、います仕舞いすると、一般財源のキャッシュでショートしている部分を補ってあげないと破験しているということですよね。だからネットでいうとですより、でするということですよね。をうなっているのではないですか。だから未ずというということですよれ。対しているということですよね。を考えるとそういう構造にはなります。 みどり政策推進 おっしゃるとおり、この瞬間であればそうです。 を		の部の話をしているのであって、内訳は負債もあれば、真水の税収残高もあるとい
 報 担 当 部 長 金額になっています。 その裏づけの問題だと思います。複式簿記的に言えば、キャッシュが入りました、キャッシュを付けが本当に純資産という説明がされていると思いますけれど、そのキャッシュを付けが本当に純資産というか正味資本というか、要するに利収で入ってきたキャッシュの部分と、そうではなくて、借入金、一般財源の方の事業が絡んでいるものだから、そこでの借入れが紐付いている部分だとか、それに連動して国費が入ってきた部分だとか、そういうものが乗っかっていますという、資産の部の方の話をされているということですよれ、だからネットで見ると多分赤字ということですまないでしょうか。市債残高の方が基金残高よりも大きいと、そうなっているのではないですか。だからネットでいうと赤字になっていて、いま手仕舞いすると、一般財源のキャッシュでショートしている部分を補ってあげないと破綻しているということですよね。支払不能になっているということですよ。を考えるとそういう構造にはなります。 みどり政策推進担当理事がおっしゃるとおり、この瞬間で放い手仕舞いすると、ということです。 おっしゃるとおり、この瞬間であればそうです。 おっしゃるとおり、この瞬間であればそうです。 おっしゃるとおり、この瞬間であればそうです。 おっしゃるとおり、この瞬間であればそうです。 おっしゃるとおり、この瞬間であればそうです。 そこでもなくて、キャッシュが残してあるのは今御説明いただいた、突然買取りって出てくるので、キャッシュが残してあるのは今御説明いただいた、突然買取りって出ているけれども、みどり税の中の収支でプラスで残っているす。という話ではないということですよね。そこに借入金も入っているし国費も入っているからということですよね。そこにもあるのは、これはみどり税づけないでいかうことですよね。そのまり税、一般財源をといるが入っているが各上げている部分になります。とっき委員がおっしゃった中は、買取りをするときの理論というのは、みどり税も原資として売てているけれど、一般の財源も充てていて、さらに国費から入ってくるのも充てている。それは、みどり事業の特別会計があって、そこで見ると、そういうものが入って、買取りにも充てています。その買取りの中のみとり税の占めている部分は簡単に言えば単純に比例配分すればいいけだから、計算は簡単ですよね。その買取りの中のみとり税の基金、みどり税を集めた基金残高だけを示しています。 これは要するにみどり根の基金、みどり税を集めた基金残高だけを示しています。 その買取りの中のみとり税の売当事業の残高として見るとそうではない 		
その裏づけの問題だと思います。後式簿配的に言えば、キャッシュが入りました、キャッシュがこれだけ残っています、という説明がされていると思いますけれど、そのキャッシュ裏付けが木当に純資産というか正珠資本というか、要するに税収で入ってきたキャッシュの部分と、そうではなくて、借入金、一般財源の方の事業が絡んでいるものだから、そこでの借入れが紐付いている部分だとか、それに連盟して国費が入ってきた部分だとか、そういうものが乗っかっていますという、資産の部の方の話をされているということですよね。だからネットで見ると多分赤字ということではないでしょうか。市債残高の方が基金残高よりも大きいと、そうなっているのではないですか。だからネットでいうと珠字になっていて、いま手仕舞いすると、一般財源のキャッシュでショートしている部分を補ってあげないと破鍵しているということですよね。支払不能になっているということですよ。はい、将来のことを考えるとそういう構造にはなります。 おっしゃるとおり、この瞬間であればそうです。 おっしゃるとおり、この瞬間であればそうです。 おっしゃるとおり、この瞬間であればそうです。 おっしゃるとおり、この瞬間であればそうです。 たいらあまりこのキャッシュが972百万円に残っているが高潤沢です、というのではなくて、キャッシュが残してあるのは今御説明いただいた、突然質取りって出てくるので、キャッシュが残してあるのは今御説明いただいた、突然質取りって出てくるので、キャッシュが残してあるのは今の記明いただいた、突然質取りって出てくるので、キャッシュが残してあるのは今週期にただいた。ことですよね。こことですよね。そこで行入金も入金も入っているし国費も入っている部分になります。 素 負		
 た、キャッシュがこれだけ残っています、という説明がされていると思いますけれど、そのキャッシュ事付けが本当に純資産というか正味資本というか、要するに税収で入ってきたキャッシュの節分と、そうではなくて、借入金、一般財源の方の事業が絡んでいるものだから、そこでの借入れが維付いている部分だとか、それに連動して国費が入ってきた部分だとか、そういうものが乗っかっていますという、資産の部の方の話をされているということですよね。だからネットで見ると多分赤字ということではないでけっか。だからネットでいうと赤字になっていて、いま手仕舞いすると、一般財源のキャッシュでショートしている部分を補ってあげないと破離しているということですよね。支払不能になっているということですよ。 基理事はい。将来のことを考えるとそういう構造にはなります。 者とり政策推進担当事ないでも、がらネットでしろということですよ。 おっしゃるとおり、この瞬間に仮に手仕舞いすると、ということです。 だからあまりこのキャッシュが92百万円に残っているから潤沢です、というのではなくて、キャッシュが残してあるのは今御説明いただいた、突然買取りって出てくるので、キャッシュが残してあるのは今御説明いただいた、突然買取りって出てくるので、キャッシュが残してあるのは今御説明いただいた、突然買取りって出てくるので、キャッシュは積んでおかざるを得ません、という説明にはリンクしているけれども、みどり税の中での収支でブラスで残っています。という話ではないっていることですよね。そこに借入金も入っている口裏も入っているからということですよね。そこに作入金も入っている口裏も入っているからということですよね。そとですれ、だからあんまりより税の中での収支でブラスでのではないっているからということですよね。そのキャッシュの残高です。さっき委員がおっしゃった作は、買取りをするときの理論というのは、みどり税も原資として充てているけれど、一般の財源も充てていて、さりまま、その買取りの中のみどり税の店です。さっき委員がおっしゃった作は、買取りをするときの理論というのは、みどり税も原資として充てているけれど、一般の財源も充てていて、さいもに国費から入ってくるのも充てている。それは、みどり事業の特別会計があって、そこで見ると、そういうものが入って、買取りにも充てています。その買取りの中のみどり税の基金のが、まの状には関心のよりに表示でいるます。 これは要するにみどり税の基金のが、まのでしまを表高だけを示していますまか。 これは要するにみどり税の基金、みどり税を集めた基金残高だけを示しています。 そのですれ、キャッシュの積み立て。たから、みどり事業でのみどり税の充当事業の残高として見るとそうではないることではないることではないましている。 	部担当部县	を額になっています。
さい、そのキャッシュ奥付けが本当に純資産というか正味資本というか、要するに税収で入ってきたキャッシュの部分と、そうではなくて、借入金、一般財源の方の事業が絡んでいるものだから、そこでの借入れが紐付いている部分だとか、それに連動して国費が入ってきた部分だとか、そういうものが乗っかっていますという、資産の部の方の話をされているということですよね。だからネットで見ると多分赤字ということではないでしょうか。市債残高の方が基金残高よりも大きいと、そうなっているのではないですか。だからネットでいうと赤字になっていて、いま手仕舞いすると、一般財源のキャッシュでショートしている部分を補っておげないと破綻しているということですよね。支払不能になっているということですよ。 おい、将来のことを考えるとそういう構造にはなります。 特末というか今日この瞬間に仮に手仕舞いすると、ということです。 だからあより、この瞬間であればそうです。 だからあより、この瞬間であればそうです。 だからあよりのキャッシュが残してあるのは今側説明いただいた、突然質取りて出てくるので、キャッシュは積んでおかざるを考ません、という説明にはリンクしているけれども、みどり税の中での収支でブラスで残っています。ということですよね。そこに借入金も入っているし国費も入っているからということですよね。そこに借入金も入っているし国費も入っているからということですよね。そこに借入金も入っているし国費も入っているからということですよね。そこに借入金も入っているし国費も入っているからということですよね。その会員がおっしゃるのは、これはみどり税だけの基金で積み上げている部分になりまっとですよね。		その裏づけの問題だと思います。複式簿記的に言えば、キャッシュが入りまし
 収で入ってきたキャッシュの部分と、そうではなくて、借入金、一般財源の方の事業が絡んでいるものだから、そこでの借入れが維付いている部分だとか、それに連動して国費が入ってきた部分だとか、そういうものが乗っかっていますという、資産の部の方の話をされているということですよね。だからネットで見ると多分赤字ということではないですか。だからネットでいうと赤字になっていて、いま手仕舞いすると、一般財源のキャッシュでショートしている部分を補ってあげないと破綻しているということですよね。支払不能になっているということですよ。 みどり政策推進 書 はい。将来のことを考えるとそういう構造にはなります。 		た、キャッシュがこれだけ残っています、という説明がされていると思いますけれ
表 異数的人でいるものだから、そこでの借入れが紐付いている部分だとか、それに連動して国費が入ってきた部分だとか、そういうものが乗っかっていますという、資産の部の方の話をされているということですよね。だからネットで見ると多分赤字ということではないでしょうか。市債残高の方が基金残高よりも大きいと、そうなっているのではないでしまうか。市債残高の方が基金残高よりも大きいと、そうないすると、一般財源のキャッシュでショートしている部分を補ってあげないと破綻しているということですよね。支払不能になっているということですよ。		ど、そのキャッシュ裏付けが本当に純資産というか正味資本というか、要するに税
 最 動して国費が入ってきた部分だとか、そういうものが乗っかっていますという、資産の部の方の話をされているということですよね。だからネットで見ると多分赤字ということではないでしょうか。市債残高の方が基金残高よりも大きいと、そうなっているのではないですか。だからネットでいうと赤字になっていて、いま手仕舞いすると、一般財源のキャッシュでショートしている部分を補ってあげないと破綻しているということですよね。支払不能になっているということですよ。 み どり政策推進担当事はい。将来のことを考えるとそういう構造にはなります。 素 担当中事 だからあまりこの時間であればそうです。 素 力というあまりこのキャッシュが972百万円に残っているから潤沢です、というのではなくて、キャッシュが972百万円に残っているから潤沢です、というのではなくて、キャッシュが残してあるのは今御説明いただいた、突然買取りって出てくるので、キャッシュは積んでおかざるを得ません。という説明にはリンクしているけれども、みどり税の中での収支でプラスで残っています。という話ではないということですよね。だからあんまりみどり税のて潤沢ではないっていうことですよね。とですよね。だからあんまりみどり税ので潤沢ではないっていうことですよね。とですよね。だからあんまりみどり税の「市債性入金や短期借入金)。 みどり税が原資になっているキャッシュの残高で資産サイド。その集付けは負債資本サイドでみどり税、一般財源線入額(市債性入金や短期借入金)。そのキャッシュの残高で。さっき委員がおしやった件は、買取りをするときの理論というのは、みどり税を集入額(市債性入金や短期にも充てています。との理論というのは、みどり税のもの充っている。それは、みどり事業の特別会計があって、そこで見ると、そういうものが入って、買取りにも充てています。ために関すいのより税の基金、みどり税を集めた基金残高だけを示しています。 素 員 だからそれはキャッシュなのですよね。 素 員 だからそれはキャッシュの積み立て。 素 員 だから、みどり事業でのみどり税の売当事業の残高として見るとそうではない 		収で入ってきたキャッシュの部分と、そうではなくて、借入金、一般財源の方の事
産の部の方の話をされているということですよね。だからネットで見ると多分赤字ということではないでしょうか。市債残高の方が基金残高よりも大きいと、そうなっているのではないですか。だからネットでいうと赤字になっていて、いま手仕舞いすると、一般財源のキャッシュでショートしている部分を補ってあげないと破鍵しているということですよね。支払不能になっているということですよ。 みどり政策推進 担当理事 おっしゃるとおり、この瞬間であればそうです。 おっしゃるとおり、この瞬間であればそうです。 だからあまりこのキャッシュが972百万円に残っているから潤沢です、というのではなくて、キャッシュが残してあるのは今御説明いただいた、突然買取りって出てくるので、キャッシュが残してあるのは今御説明いただいた、突然買取りって出てくるので、キャッシュが残してあるのは今御説明いただいた、突然買取りって出てくるので、キャッシュが残してあるのは今御説明いただいた、突然買取りって出てくるで、キャッシュが残してあるのは今御説明いただいた、突然買取りって出てくるで、キャッシュが残してあるのはっていることですよね。ということですよね。そこに借入金も入っているし国費も入っているからということですよね。だからあんまりみどり税って潤沢ではないっていうことですよね。 るとり役が原資になっているキャッシュの残高で資産サイド。その裏付けは負債資本サイドでみどり税、一般財源繰入額(市債借入金や短期借入金)の理論というのは、みどり税を集めた組、一般の財源も先でていて、さらに国費から入ってくるのも充てているけれど、一般の財源も先でています。 その買取りの中のみどり税の基金、みどり税を集めた基金残高だけを示しています。 その買取りの中のみどり税の基金、みどり税を集めた基金残高だけを示しています。 そうですね。キャッシュの積み立て。 だから、みどり事業でのみどり税の充当事業の残高として見るとそうではない		業が絡んでいるものだから、そこでの借入れが紐付いている部分だとか、それに連
産の部の方の話をされているということですよね。だからネットで見ると多分赤字ということではないでしょうか。市債残高の方が基金残高よりも大きいと、そうなっているのではないですか。だからネットでいうと赤字になっていて、いま手仕舞いすると、一般財源のキャッシュでショートしている部分を補ってあげないと破綻しているということですよね。支払不能になっているということですよ。 みどり政策推進	委	
ということではないでしょうか。市債残高の方が基金残高よりも大きいと、そうなっているのではないですか。だからネットでいうと赤字になっていて、いま手仕舞いすると、一般財源のキャッシュでショートしている部分を補ってあげないと破綻しているということですよね。支払不能になっているということですよ。 みどり政策推進担当事 おっしゃるとおり、この瞬間に仮に手仕舞いすると、ということです。 おっしゃるとおり、この瞬間であればそうです。 おっしゃるとおり、この瞬間であればそうです。 だからあまりこのキャッシュが残してあるのは今御説明いただいた、突然買取りって出てくるので、キャッシュは積んでおかざるを得ません、という説明にはリンクしているけれども、みどり税の中での収支でプラスで残っています、という話ではないということですよね。そこに借入金も入っているし国費も入っているからということですよね。だからあんまりみどり税って加減ではないっていうことですよね。の一会員がおっしゃるのは、これはみどり税だけの基金で積み上げている部分になります。 を 員		
つているのではないですか。だからネットでいうと赤字になっていて、いま手仕舞いすると、一般財源のキャッシュでショートしている部分を補ってあげないと破綻しているということですよね。支払不能になっているということですよ。 みどり政策推進担当事 将来というか今日この瞬間に仮に手仕舞いすると、ということです。 おっしゃるとおり、この瞬間であればそうです。 おっしゃるとおり、この瞬間であればそうです。 おっしゃるとおり、この瞬間であればそうです。 だからあまりこのキャッシュが残してあるのは今相説明いただいた、突然買取りって出てくるので、キャッシュは積んでおかざるを得ません、という説明にはリンクしているけれども、みどり税の中での収支でブラスで残っています、という話ではないということですよね。そこに借入金も入っているし国費も入っているからということですよね。だからあんまりみどり税づて潤沢ではないっていうことですよね。 ○○委員がおっしゃるのは、これはみどり税だけの基金で積み上げている部分になります。 みどり税が原資になっているキャッシュの残高で資産サイド。その裏付けは負債資本サイドでみとり税、一般財源繰入額(市債借入金や短期借入金)。 そのキャッシュの残高です。こっき委員がおっしゃった件は、買取りをするときの理論というのは、みどり税も原資として売てているけれど、一般の財源も充てていて、さらに国費から入ってくるのも充てている。それは、みどり事業の特別会計があって、そこで見ると、そういうものが入って、買取りにも充てています。 その買取りの中のみどり税の占めている部分は簡単に言えば単純に比例配分すればいいかけだから、計算は簡単ですよね。 これは要するにみどり税の基金、みどり税を集めた基金残高だけを示しています。 だからそれはキャッシュの積み立て。 だからそれはキャッシュの積み立て。 だから、みどり事業でのみどり税の充当事業の残高として見るとそうではない		
いすると、一般財源のキャッシュでショートしている部分を補ってあげないと破綻しているということですよね。支払不能になっているということですよ。 みどり政策推進		
はい。将来のことを考えるとそういう構造にはなります。		
みどり政策推進 担当理事 はい。将来のことを考えるとそういう構造にはなります。 委員の投資報准 担当理事 おっしゃるとおり、この瞬間であればそうです。 委託したるとおり、この瞬間であればそうです。 本のしゃるとおり、この瞬間であればそうです。 だからあまりこのキャッシュが努してあるのは今御説明いただいた、突然買取りって出てくるので、キャッシュは積んでおかざるを得ません、という説明にはリンクしているけれども、みどり税の中で収支でプラスで残っています、という話ではないということですよね。そこに借入金も入っているし国費も入っているからということですよね。だからあんまりみどり税って潤沢ではないっていうことですよね。 委員 →とり税が原資になっているキャッシュの残高で資産サイド。その裏付けは負債資本サイドでみどり税、一般財源繰入額(市債借入金や短期借入金)。 をの半ャッシュの残高です。さっき委員がおっしゃった件は、買取りをするときの理論というのは、みどり税も原資として充てているけれど、一般の財源も充ててい、さらに国費から入ってくるのも充てている。それは、みどり事業の特別会計があって、そこで見ると、そういうものが入って、買取りにも充てていますがあって、そこで見ると、そういうものが入って、買取りにも充てていまがあって、そこで見ると、そういうものが入って、買取りにも充てていまがあって、そこで見ると、そういうものが入って、買取りにも充てています。 委員 これは要するにみどり税の基金、みどり税を集めた基金残高だけを示しています。 委員 ごれは要するにみどり税の基金、みどり税を集めた基金残高だけを示しています。 委員 だからそれはキャッシュの積み立て。 委員 ごから、みどり事業でのみどり税の充当事業の残高として見るとそうではない		
世	みどり政策推進	
みどり政策推進 担当理事 おっしゃるとおり、この瞬間であればそうです。 素 だからあまりこのキャッシュが972百万円に残っているから潤沢です、というのではなくて、キャッシュが残してあるのは今御説明いただいた、突然買取りって出てくるので、キャッシュは積んでおかざるを得ません、という説明にはリンクしているけれども、みどり税の中での収支でプラスで残っています、という話ではないということですよね。そこに借入金も入っているし国費も入っているからということですよね。だからあんまりみどり税って潤沢ではないっていうことですよね。 委員 ○○委員がおっしゃるのは、これはみどり税だけの基金で積み上げている部分になります。 委員 みどり税が原資になっているキャッシュの残高で資産サイド。その裏付けは負債資本サイドでみどり税、一般財源繰入額(市債借入金や短期借入金)。 そのキャッシュの残高です。さっき委員がおっしゃった件は、買取りをするときの理論というのは、みどり税も原資として充てているけれど、一般の財源も充てていて、さらに国費から入ってくるのも充てている。それは、みどり事業の特別会計があって、そこで見ると、そういうものが入って、買取りにも充てています。 委員 その買取りの中のみどり税の占めている部分は簡単に言えば単純に比例配分すればいいわけだから、計算は簡単ですよね。 委員 これは要するにみどり税の基金、みどり税を集めた基金残高だけを示しています。 委員 だからそれはキャッシュなのですよね。 委員 そうですね。キャッシュの積み立て。 委員 そうですね。キャッシュの積み立て。 委員 だから、みどり事業でのみどり税の充当事業の残高として見るとそうではない		- 1911 my n/n とした光々くしくの11の葉-年/7/973/1 ませ
 担 当 理 事 だからあまりこのキャッシュが972百万円に残っているから潤沢です、というのではなくて、キャッシュが残してあるのは今御説明いただいた、突然買取りって出てくるので、キャッシュは積んでおかざるを得ません、という説明にはリンクしているけれども、みどり税の中での収支でプラスで残っています、という話ではないということですよね。そこに借入金も入っているし国費も入っているからということですよね。だからあんまりみどり税って潤沢ではないっていうことですよね。	委	将来というか今日この瞬間に仮に手仕舞いすると、ということです。
担 当 理 事 だからあまりこのキャッシュが972百万円に残っているから潤沢です、というのではなくて、キャッシュが残してあるのは今御説明いただいた、突然買取りって出てくるので、キャッシュは積んでおかざるを得ません、という説明にはリンクしているけれども、みどり税の中での収支でプラスで残っています、という話ではないということですよね。そこに借入金も入っているし国費も入っているからということですよね。だからあんまりみどり税って潤沢ではないっていうことですよね。 委 員 みどり税が原資になっているキャッシュの残高で資産サイド。その裏付けは負債資本サイドでみどり税、一般財源繰入額(市債借入金や短期借入金)。 そのキャッシュの残高です。さっき委員がおっしゃった件は、買取りをするときの理論というのは、みどり税も原資として充てているけれど、一般の財源も充てていて、さらに国費から入ってくるのも充てている。それは、みどり事業の特別会計があって、そこで見ると、そういうものが入って、買取りにも充てています。 その買取りの中のみどり税の占めている部分は簡単に言えば単純に比例配分すればいいわけだから、計算は簡単ですよね。 これは要するにみどり税の基金、みどり税を集めた基金残高だけを示しています。 素 員 だからそれはキャッシュなのですよね。 ま つですね。キャッシュの積み立て。 だから、みどり事業でのみどり税の充当事業の残高として見るとそうではない	みどり政策推進	
ではなくて、キャッシュが残してあるのは今御説明いただいた、突然買取りって出てくるので、キャッシュは積んでおかざるを得ません、という説明にはリンクしているけれども、みどり税の中での収支でプラスで残っています、という話ではないということですよね。そこに借入金も入っているし国費も入っているからということですよね。だからあんまりみどり税って潤沢ではないっていうことですよね。	担当理	まっしゃるとおり、この瞬間であればそうです。
 		だからあまりこのキャッシュが972百万円に残っているから潤沢です、というの
変		ではなくて、キャッシュが残してあるのは今御説明いただいた、突然買取りって出
変		てくるので、キャッシュは積んでおかざるを得ません、という説明にはリンクして
ということですよね。そこに借入金も入っているし国費も入っているからということですよね。だからあんまりみどり税って潤沢ではないっていうことですよね。 ● ○ ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	委	
とですよね。だからあんまりみどり税って潤沢ではないっていうことですよね。 ○○委員がおっしゃるのは、これはみどり税だけの基金で積み上げている部分になります。 みどり税が原資になっているキャッシュの残高で資産サイド。その裏付けは負債資本サイドでみどり税、一般財源繰入額(市債借入金や短期借入金)。 そのキャッシュの残高です。さっき委員がおっしゃった件は、買取りをするときの理論というのは、みどり税も原資として充てているけれど、一般の財源も充てていて、さらに国費から入ってくるのも充てている。それは、みどり事業の特別会計があって、そこで見ると、そういうものが入って、買取りにも充てています。 その買取りの中のみどり税の占めている部分は簡単に言えば単純に比例配分すればいいわけだから、計算は簡単ですよね。 これは要するにみどり税の基金、みどり税を集めた基金残高だけを示しています。 素 員 だからそれはキャッシュなのですよね。 そうですね。キャッシュの積み立て。 だから、みどり事業でのみどり税の充当事業の残高として見るとそうではない		
 		
 変ります。 みどり税が原資になっているキャッシュの残高で資産サイド。その裏付けは負債資本サイドでみどり税、一般財源繰入額(市債借入金や短期借入金)。 そのキャッシュの残高です。さっき委員がおっしゃった件は、買取りをするときの理論というのは、みどり税も原資として充てているけれど、一般の財源も充てていて、さらに国費から入ってくるのも充てている。それは、みどり事業の特別会計があって、そこで見ると、そういうものが入って、買取りにも充てています。 その買取りの中のみどり税の占めている部分は簡単に言えば単純に比例配分すればいいわけだから、計算は簡単ですよね。 これは要するにみどり税の基金、みどり税を集めた基金残高だけを示しています。 だからそれはキャッシュなのですよね。 そうですね。キャッシュの積み立て。 だから、みどり事業でのみどり税の充当事業の残高として見るとそうではない 		
委員みどり税が原資になっているキャッシュの残高で資産サイド。その裏付けは負債資本サイドでみどり税、一般財源繰入額(市債借入金や短期借入金)。委そのキャッシュの残高です。さっき委員がおっしゃった件は、買取りをするときの理論というのは、みどり税も原資として充てているけれど、一般の財源も充てていて、さらに国費から入ってくるのも充てている。それは、みどり事業の特別会計があって、そこで見ると、そういうものが入って、買取りにも充てています。委員その買取りの中のみどり税の占めている部分は簡単に言えば単純に比例配分すればいいわけだから、計算は簡単ですよね。委員これは要するにみどり税の基金、みどり税を集めた基金残高だけを示しています。委員だからそれはキャッシュなのですよね。委員だからそれはキャッシュの積み立て。委員だから、みどり事業でのみどり税の充当事業の残高として見るとそうではない	委	
変 員 資本サイドでみどり税、一般財源繰入額 (市債借入金や短期借入金)。 そのキャッシュの残高です。さっき委員がおっしゃった件は、買取りをするときの理論というのは、みどり税も原資として充てているけれど、一般の財源も充てていて、さらに国費から入ってくるのも充てている。それは、みどり事業の特別会計があって、そこで見ると、そういうものが入って、買取りにも充てています。 その買取りの中のみどり税の占めている部分は簡単に言えば単純に比例配分すればいいわけだから、計算は簡単ですよね。 これは要するにみどり税の基金、みどり税を集めた基金残高だけを示しています。 だからそれはキャッシュなのですよね。 そうですね。キャッシュの積み立て。 だから、みどり事業でのみどり税の充当事業の残高として見るとそうではない		
 そのキャッシュの残高です。さっき委員がおっしゃった件は、買取りをするときの理論というのは、みどり税も原資として充てているけれど、一般の財源も充てていて、さらに国費から入ってくるのも充てている。それは、みどり事業の特別会計があって、そこで見ると、そういうものが入って、買取りにも充てています。 その買取りの中のみどり税の占めている部分は簡単に言えば単純に比例配分すればいいわけだから、計算は簡単ですよね。 これは要するにみどり税の基金、みどり税を集めた基金残高だけを示しています。 だからそれはキャッシュなのですよね。 そうですね。キャッシュの積み立て。 だから、みどり事業でのみどり税の充当事業の残高として見るとそうではない 	委	
委目の理論というのは、みどり税も原資として充てているけれど、一般の財源も充てている。それは、みどり事業の特別会計があって、さらに国費から入ってくるのも充てている。それは、みどり事業の特別会計があって、そこで見ると、そういうものが入って、買取りにも充てています。委日その買取りの中のみどり税の占めている部分は簡単に言えば単純に比例配分すればいいわけだから、計算は簡単ですよね。委目これは要するにみどり税の基金、みどり税を集めた基金残高だけを示しています。委員だからそれはキャッシュなのですよね。委日だからそれはキャッシュの積み立て。委日だから、みどり事業でのみどり税の充当事業の残高として見るとそうではない		
 す。 があって、さらに国費から入ってくるのも充てている。それは、みどり事業の特別会計があって、そこで見ると、そういうものが入って、買取りにも充てています。 その買取りの中のみどり税の占めている部分は簡単に言えば単純に比例配分すればいいわけだから、計算は簡単ですよね。 これは要するにみどり税の基金、みどり税を集めた基金残高だけを示しています。 だからそれはキャッシュなのですよね。 そうですね。キャッシュの積み立て。 だから、みどり事業でのみどり税の充当事業の残高として見るとそうではない 		
があって、そこで見ると、そういうものが入って、買取りにも充てています。 その買取りの中のみどり税の占めている部分は簡単に言えば単純に比例配分すればいいわけだから、計算は簡単ですよね。 委員 これは要するにみどり税の基金、みどり税を集めた基金残高だけを示しています。 委員 だからそれはキャッシュなのですよね。 委員 そうですね。キャッシュの積み立て。 添から、みどり事業でのみどり税の充当事業の残高として見るとそうではない	委	
委目その買取りの中のみどり税の占めている部分は簡単に言えば単純に比例配分すればいいわけだから、計算は簡単ですよね。委目これは要するにみどり税の基金、みどり税を集めた基金残高だけを示しています。委員だからそれはキャッシュなのですよね。委日そうですね。キャッシュの積み立て。委目だから、みどり事業でのみどり税の充当事業の残高として見るとそうではない		
委 員 ばいいわけだから、計算は簡単ですよね。 委 員 これは要するにみどり税の基金、みどり税を集めた基金残高だけを示しています。 委 員 だからそれはキャッシュなのですよね。 委 員 そうですね。キャッシュの積み立て。 委 首 だから、みどり事業でのみどり税の充当事業の残高として見るとそうではない		
 ばいいわけだから、計算は簡単ですよね。 これは要するにみどり税の基金、みどり税を集めた基金残高だけを示しています。 だからそれはキャッシュなのですよね。 そうですね。キャッシュの積み立て。 だから、みどり事業でのみどり税の充当事業の残高として見るとそうではない 	委	
委 貞 委 貞 だからそれはキャッシュなのですよね。 委 貞 そうですね。キャッシュの積み立て。 だから、みどり事業でのみどり税の充当事業の残高として見るとそうではない	/	はいいわけだから、計算は簡単ですよね。
ず。 委員だからそれはキャッシュなのですよね。 委員 そうですね。キャッシュの積み立て。 だから、みどり事業でのみどり税の充当事業の残高として見るとそうではない	委	
委員そうですね。キャッシュの積み立て。だから、みどり事業でのみどり税の充当事業の残高として見るとそうではない	7	` す。
だから、みどり事業でのみどり税の充当事業の残高として見るとそうではない 季 目		だからそれはキャッシュなのですよね。
<i>李</i>	委	そうですね。キャッシュの積み立て。
ター・ストルサードル・ストルナトか		だから、みどり事業でのみどり税の充当事業の残高として見るとそうではない
と、それにお外にということですよれる。	У Б	と、それは赤だということですよね。
それは、特別会計の中で、要するにその買取り事業に充てている部分というの	禾 ■	それは、特別会計の中で、要するにその買取り事業に充てている部分というの
委 員 は、当然、もっと額は大きくてですね、おっしゃったとおりで、一般財源から入れ	安	は、当然、もっと額は大きくてですね、おっしゃったとおりで、一般財源から入れ

		ている部分と国費で入っている部分があるので、金額としては特別会計の中で示されていて、たちゃらろれが終合的には原本的には見れないといる話になれます。
禾	F	れていて、ちょっとそれが資金的には将来的には足りないという話になります。
委	員	もう今足りてないと思うのですが。だから起債残高があるのかと。
		今も足りてないというのは、そのとおりです。そこを合わせるために起債もしな
委	員	ければいけないという話になるわけですが、一般財源で入れるための財源が必要に
		なる場合、負債で資金調達しないと、当面の買取りに対応できないという議論があ
		るのですよ。
_	_	そうすると選択肢は二つですね。足りないからもっと頑張らなければならないと
委	員	いう、座長がおっしゃったのと、逆に言うとこれだけやっても足りないのだから無
		理なことやっているのでやめるべきという話もあり得ますよね。
委	員	そうですね。みどり税を上げろという話と、やめるべきという話、ただそうする
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		と、今度は一般財源でそれを手当てしていかなければならない。
委	員	そこは全体の政策的判断ではないですか。
委	員	そう。全体の判断で、一般財源でその部分を手当てすることで継続できるかと話
<i>女</i>	只	に必然的になってきます。
委	吕	そうすると我々はちょっと議論がしにくいですよね。ここは課税自主権の話なの
女	員	で、税制調査会で一般財源の話をしていいのかという話になってしまいます。
		そもそもいうと、今は、約束したものをいかにファイナンスするかという方から
		見ていますが、第1期の前に我々議論していたのは何かというと、みどり税を充て
		るものはこれです、一般財源はこれですという、この区分けをちゃんとやりましょ
座	長	うということで、第1期の前にやったときの議事録には全部載っていて、みどり税
		をどの割合で入れます、当然それだけでは足りないので、一般財源プラス起債でと
		いう話はその時点でしていますから、見通しからすると、そもそもがみどり税はこ
		の部分に充てますよということなので、最初からわかっていた話ではあるのです。
		だからそれをのりこえてしまって、一般財源部分もみどりの事業なのです、とい
委	員	う説明にするから、みどり税で出している部分に一般財源の負債が乗っかっている
	,	っていう説明になってしまうのですよね。
座	長	そういうことです。
		そうではなくて、みどり税を充てているものはそもそもここまでで、比例配分で
		ここまでしかみどり税は充当していません、そこから先は一般財源と国費の話で
委	員	す、と切ってくれた方が、みどり税プロパーではわかりやすいということですよ
		ね。
座	長	- そういうことです。
委		おっしゃるとおりです。
<u> </u>	只	もう一つ言うと、足りないから頑張んなきゃいけないとか、あるいは無駄だから
		やめるべきというの、もう一つ考えなければいけないのは、今日の御説明でもある
		のですけれど、買取りだけに充てているわけではないので、一つちょっと気になる
		のは一気に、3本の柱のうち割合からすると圧倒的に柱3が増えていますので、これをどう考えるのか、お2にいきオギでお1が減っているのではないのかという話
座	長	れをどう考えるのか、柱3にいきすぎて柱1が減っているのではないのかという話
		もできることはできる。むしろ、議題からすると重要なのはそっちかなという、まずかりがこれのようなよりはないのは、見知のよころのパージスのパー
		ず我々がこれやらなきゃいけないのは。最初のところのページ7、8、9でその比
		率が出てきているのですが、柱1、柱2、柱3、このあたりをどう考えるのかとい
		うのが一つ、今日の我々の議題として予定していたところでは大きいので、いかが
		ですかこの点について。それぞれ第2期のときに、いろいろな意味で柱3を増やす

·	
	ちょっと圧力がかかったことは事実なので、我々も一応了承はしたのですが、今は 総括ですので、その時の判断も含めて、これでいいのかどうなのかというご意見を いただいた上で、次の期はまだわかりませんけれども、我々として、これはあまり 良くなかったという総括もあれば、そこは我々意見として言わなければいけません ので、いかがでしょうか。パーセンテージからすると柱1が減っている、今議論し て、我々はもうこれが最大の目的ですといっていた買取りの割合が低下しているこ とは間違いないですね。お願いします。
委員	ありがとうございます。まず、今の○○委員の御説明の特別会計の話は、前回の時も同じような流れで御説明があったかもしれないので、トータルの資料があると一目でわかりやすいと思います。あと今座長がパーセンテージの話を出してくださったのですけれど、私もさっき言おうかと思ったのですが、別紙1のこのエクセルの中に割合を入れていただくとわかるのかなと思います。残念ながら今は分かりにくいので、結局手計算しないとよくわからないなという状況です。
座 長	先ほどお願いしていたようにエクセルでいただければできるので。
委 員	はい。座長がおっしゃっていたのは、そういう意味だろうなと思いました。こちらで計算しようかなと思っていました。
みどり政策推進 担 当 理 事	手前どもで記載してお渡しするようにします。
委	中身の話なのですが、今、柱3の話が出ていたので聞こうと思っていたのですけれど、最後の平成31年から令和5年の4か年の裏面の計画の柱3の中で、事業①②③④とあるのですけれど、効果的な広報の展開というのはまた別なのですか、入れなくていいのですか。それから、事業②の市民や企業と連携した緑のまちづくりが、3つに分かれていて、事業④が緑や花による魅力の賑わいの創出・育成について、番号で言いますと23番と26番の違いを聞きたいなと思っています。両方とも緑や花の楽しみづくりとか、緑化による魅力の空間づくりなのですけれど、23番は金額も小さいからか、みどり税は0円なのですよね。26番の方はみどり税がたくさん入っているのですが、緑を植えたり花を植えたりという、さっきのパワポの資料と似たような感じに見えます。みどり税が入る、入らないものの違いはどういう違いがあるのかというのを教えていただいてもいいですか。
座 長	はい。よい御質問だと思います。お願いいたします。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長	23番の地域に根ざした緑や花の楽しみづくりというのは、地域活動の中で様々な緑に親しむ取組をしていただいているものに対して助成をしたり、あるいは物品の支援をしたり、そういった取組になっておりまして、みどりアップ計画の既存分と新規拡充分という分けの中で、かつてからやっていた既存分という整理をしている中で、23番についてはみどり税を充当していないという形になっています。26番の方は、都心臨海部で魅力や賑わいにもつながる花壇ですとかそういうものも含めて整備する、市が主に自ら整備をすると、そういった事業になっていまして、これは拡充したものあるいは新規で取り組んだものという整理の中で、みどり税の使途に合うものについてはみどり税を充当させていただいていると、そういう分けになっております。
座 長	あの、意外に、この一覧は今回リクエストして出していただいてとてもよかった のですが、初めて我々これ見ているのですけれど、今の御説明でみどり税充当と金 額の絶対的な金額とでかなりこの都心臨海部、みなとみらいのことですかね多分、 みなとみらいは手厚いなという。

みどり政策推進	山で八国もお泄ふりきえどの国1つ。すさいとぬハご ないしょにに
担当理事	山下公園とか港の見える丘公園とかそういう部分も含まれます。
みどりアップ推進部 担当部長	第3期の時も少し議論というか御説明をさせていただいたと思いますけれども、 みどりアップ計画、樹林地根幹でスタートしてきて、なかなか成果を実感できない、山が山のまま残っていてもみどり税が払っているその成果っていうのは感じられないという意見を、我々は市民の方からかなり強く伺う機会が多く、その中で、 もうちょっと市民生活に身近な緑あるいは花みたいなものも含めて緑に親しむきっかけとしてもいいだろうということで2期目、3期目ぐらいから少しずつやりだしていると、その中で3期目、結果としてこういう金額を示させていただいている、 そんな経緯がございます。
座	はい。今御説明いただいたところは我々みんな記憶しているところで、2期目から、特に〇〇委員には市民会議にも入っていただいていますけれど、やはり少し広報もはっきりしようということで、みどり税を充当していますみたいな看板を作っていただいたり、いろいろしていたのは十分承知しています。ただ、やはり今ここで、御質問あったようにあるいは私が御質問させていただいたように、ここの部分、かなり金額が多いなというのが感じるところで、これについて、どうでしょうか、ご意見いかがでしょうか。〇〇委員いかがですか。
委員	イメージとしては山下公園とか、横浜公園のチューリップとか、この辺なのかな とは思います。あと、花博を誘致したのですよね。ここにも入っているのですか。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長	園芸博は2027年にやることにはなっていますが、その事業費ですとかその関連の 事業にみどりアップ計画が直接執行しているということはございませんけれども、 その機運醸成に繋がるような取組はみどりアップ計画の中でもやっていこうと、そ ういう形にはなっております。
みどり政策推進 担 当 理 事	補足しますと、直接的に何か関連した経費を入れているということではありません。あくまで先ほど申し上げました都心臨海部の観光公園と呼んでいるのですけれども、多くの方がいらっしゃいますし、市民の方も実感されるということで、そこの都心臨海部の公園を中心に緑を作るという事業のところで充当させていただいていたという、そういう経過です。
委員	そうすると、今度は維持管理フェーズに入るということでしょうか。
みどり政策推進 担 当 理 事	はい。維持管理は現在も行っています。
委員	その事業費は自動的に減っていくということですか。
委 員	山下公園だと、植樹はあまりやってないですね。生花の植え替えは頻繁に行って いるように見えますけれど。
みどり政策推進 担 当 理 事	山下公園というと、代表的なのは例えばバラ園を整備させていただきまして、その後も毎年多くの方に楽しんでいただいているのですけれども、そこのメンテナンス、維持管理にはそれなりの水準のものが必要という状況がございます。同様に、港の見える丘公園もバラ園ということで親しんでいただいていますので、そういった一定の水準以上の維持管理に充当させていただいているという実情はございます。
委員	だから、単年度でできることと、複数年度というか後年度負担が生じるような事業なのかということの仕分けはしたほうがよさそうですよね。 今までこういう緑の充実のさせかたどうですかって、直接その形で見て、議論していた気がしますが、一般財源的な手当の仕方なのか、みどり税での手当の仕方な

<u> </u>	
	のかというのはやはりそこが違うと思います。一般財源の方は基本的には単年度主義ですから、しかも剰余金が出ると全額、一旦一般財源の中の剰余金に吸い上げてしまうわけですよね。みどり税だと基金に積んで、みどりの枠内でこれだけキャッシュが残っていますというのが、先ほどの話。なので、むしろみどり税の方が、後年度負担が生じるようなものには使いやすい。地方財政法や公会計的には当期末に一旦決算を経由するのでそこで切断されるようにも見えるけれど、翌期首にはそのままみどりの基金の前期繰越剰余金になるということですね。制度的には目的税ではないみどり税を一般財源に入れずに基金化している意味があるのだと思います。
座	はい。この問題そもそも論でもう1回委員の皆様にお伝えすると、今第3期を見ていますけれど、9ページのところ見ていますけれど、事業費の3本柱の割合が絶対額で見ても買取りというか樹林地保全のところに72億円、今ちょっと問題にして着目している花と植木の部分が51億円で、そのうち、今こちらの別紙1の方を見ると、おおよそ4割ぐらいが今議論している山下公園とかみなとみらいの整備に充てられているというこれが実情です。これがいいのか悪いのかというのは、我々は最終的には判断しないといけない。もっと樹林地に集中すべき、樹林地の買取りに係る起債により財政的に課題感があるというようなことであれば、むしろ柱3なんかやめてしまって柱1に集中すべき、といったことも当然我々としては言えるはずなので。
委 員	柱3に、みどり税を充てるのはやめてくださいというようなニュアンスですよ ね。市の事業として、どの程度の金額かはわからないけれど、一般財源でやるのは どうぞ、と。柱3の事業自体を止めてくれっていう話ではないわけですね。
座 長	それは理事者の話ですから。我々とするとこの51億円、これまでの間にかなり肩を並べるほどに大きくなってきていますので、72億円対51億円というのはどう判断するかということです。
委員	山下公園や港の見える丘公園のバラ園も既に整備されているし、大きな工事はほぼ終わったのではないでしょうか。新たに整備というのはなさそうに思えますが、 何かあるのでしょうか。みどりの涵養と観光政策は区分すべきですね。
座	それともう一つ、みどり税の充当バランスを現行のかたちにシフトするときに、 先ほども御説明いただいたように、市民の方に税の存在と効果を確認していただき たいというのが主な理由になっていました。一度もうその方法で実施したのであれ ば十分ではないのか、ということもいえるのか、あるいは今でもやはりその周知徹 底が必要なのか、ということも議論しないといけないのかなと思います。 あまり柱の2は問題にはしていませんが、最初から我々あまり生業部分は避けま しょうということでずっと言ってきているので、事業費は41億円で、そのうちみど り税の充当は13億円で抑えていただいているというところですけれど。やはりこう 柱1と3が匹敵するくらいに大きくなってきていて、第1期からの変化をパーセン テージで見ると、柱1が減った分が柱3に行っているというのは間違いないです。 ここをどう見るかというところですね。我々として一番大きいのは。第4期をやる のかやらないのか、やるのでしたらこの割合をどう考えるかというところになると 思います。
委 員	この柱の3の番号でいうと、街路樹の関係は含まれているということですよね。
座	柱3のうちみどり税充当額が大きいのが、街路樹の関係と、この都心臨海部等の 緑化による魅力ある空間づくりです。
委員	市道の幹線道路の街路樹の整備はどれに入っているのですか。

座 長	別紙1の第3期実績のところでいうと18番です。ですから、金額大きいのはここと26番です。
みどり政策推進 担 当 理 事	資料の作りがわかりにくくなっており申し訳ございません。
座 長	柱3の中では18番と26番の金額がダントツ。2大支出になっている。
委員	18っていうのは、例えばそれこそ緑区だとか、金沢区だとか、内陸部だとか市中心部とはちょっと距離のある、周辺地域の街路樹も入っているわけですよね、当然。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長	そうです。全市の街路樹の管理ということになります。
委 員	その時期によってはどこを整備するかという具体的な場所は違うかもしれないけれども、山下公園の周りの街路樹って限定しているわけではないですね。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長	はい。そうです。
座 長	以前我々が視察に1回行きましたけれど、街路樹の整備はあのような感じです。
委員	もう少し花のことで教えていただきたいと思います。私ガーデニングには詳しくないのですが、バラは、毎年の植え替えは必要ないのでしょうか。ツルが伸びればある程度メンテナンスは必要でしょうけれど。例えばパンジーのようないわゆるカップで植えるのは毎年植え直しですかね。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長 番 更	そうですね。委員おっしゃるようにバラはもう何年か、一度植えれば、毎年のメンテナンスが必要ですけれども、毎年枯れるというこということはあまりありません。一方で毎年植え替えなければいけないような、そういう草花もあります。我々が事業をする中で、みどり税を充当するかしないかというところを分けるときに、まさにそのあたりを気にしていまして、一度植えたものが将来にわたって残るようなものについては、みどり税を充当させていただいていますけれども、毎年植え替えなければいけないようなもの、それはみどりアップ計画の中でやっているものもありますが、それはみどり税を充てずに一般財源などでやっていると、一応そういう区分けはさせていただいております。 では、バラはみどり税が入っている。
みどりアップ推進	そうですね。
部 担 当 部 長 委 員	私は横浜公園のチューリップのイメージがあるのですが、あの球根とかはどちら でしょうか。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長	球根は枯れてしまってもまた掘り起こせば翌年も使えるということもあるかと思いますが、基本的には一年ということになります。
委員	わかりました。事業費としては微減傾向となるでしょうか。もともとバラの整備がこの事業費に含まれているので。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長 委 員	そうですね。大規模な新規整備は、具体的に予定はありませんので、そういう意味で大きく計画費が伸びることはないかと思いますが、やはりあと維持管理が、質を保つためには重要だというところもありますので、そこにはそれなりに今後もできれば充当させていただければという、そういう思いはあります。 18番のほうは、街路樹の方はまだ全ての整備を終えたというわけではないですよ
安 貝 	ね。まだまだ進めたいというところでしょうか。 街路樹も基本的には新たに整備するというものよりも、今ある街路樹の維持管理

<u> </u>		
部 担 当 部	長	のレベルをみどりアップ計画によって上乗せして実施しています。簡単に言います
		と、今まで4、5年に1回しか剪定できなかったのを、2、3年に1回剪定して、
		より良い景観を維持していきたいと、そういうことに主に街路樹の予算については
		充てさせていただいております。
委	員	ありがとうございます。
		見ていただいているとおり、樹林地の事業費の財源はみどり税が100%なので、
		事業費そのものになっていますから、この部分、街路樹の整備には終わりがないで
		しょうけれど、そこに柱3に係るみどり税の約5割ぐらいが充てられているという
		認識を今日持っていただいて、おそらく次回は、次期について、これと同等ぐらい
		の資料を見せていただけるのかなと思います。ですので、今日委員の皆様にはここ
		まで現状認識を持っていただいて、こういう割合になっていて今、柱で言えば1か
		ら3への移動が行われていて、それが第4期どういう計画なのかということを、次
		回見ていただくということになるかと思います。その際には、今、○○委員から御
		質問があったように、柱3の方にシフトしてきていて、その中身としてどういった
		ものに充てていて、今後どうなるのか。街路樹なのか、山下公園なのかという2択
		のような感じになります。これを次回お聞かせいただくということと、今日の論点
r.t.	=	からすると次期みどり税の税額をどうするのかというのと連携する部分として、樹
座	長	林地の買取りの実績とこれからまだ買い取るものと、それと一般財源との組合せの
		割合がどうなのかということを、次回以降、また改めて御質問をさせていただくと
		いうところがあるかなというふうに思います。時間の関係で、次に財政状況と行政
		改革の取組状況についてヒアリングをさせていただかなければいけませんので、今
		回は概要部分ではありますが、環境創造局の方からこれまで3期の資料をお出しい
		ただきました。次回までに、別紙1の実績・事業費一覧についてはぜひエクセルフ
		ァイルで頂戴して、我々の方で関心のあるところを自分たちでデータ加工して、分
		析ができればなというふうに思いますので、その部分をお願いします。それと今日
		「宿題になった、最初に○○委員から御質問あったようなところについては、次回ま
		たお答えをいただくということでお願いをいたしたいと思います。はい。委員の皆
		様、その他にはよろしいでしょうか。はい。それでは、環境創造局の方々、本日は
		ありがとうございました。
	<<	説明者交代のため、環境創造局が退室し、財政局及び総務局が入室>>
		それでは、財政局と総務局の皆様、どうもおいでいただきましてありがとうござ
		います。本日は、我々、税制調査会ということで、当然、横浜市の財政状況を踏ま
		えた上で、横浜みどり税の税としての適否を判断しなければいけないので、ぜひそ
座	長	この関心があるところについて御質問させていただくと思いますのでどうぞよろし
		くお願いをいたします。まずは資料をご用意いただきましたので、財政の現状等と
		もう一つ市政の柱で重要事項にもなっている行政改革の取組について、まずは御説
		明いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
		財政局財政課財政担当課長をしております、小笠と申します。どうぞよろしくお
		願いいたします。
		私からは、まず本市の財政状況につきまして、足元の状況と併せまして、お手元
財政担当課	長	にございます横浜市中期計画2022-2025を使用いたしまして御説明させていただき
		ます。右肩に財政状況関係とございます資料をご覧いただければと思います。
		それでは、1枚おめくりをいただきまして、中期計画の140ページをご覧いただ
		ければと思います。まず、「1 これまでの取組」について御説明をさせていただ

きます。本市では、平成15年度から中期的な視点に立った財政運営を行い、平成26年に施行されました「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」に基づきまして、本市の基本計画であります中期計画ごとに、財政目標と目標達成に向けた取組を、市民・議会のみなさまと共有しながら取り組んでまいったところでございます。

直近では、令和2年に2065年までの長期財政推計を初めて公表させていただきまして、生産年齢人口の減少などによる市税収入の減少や、高齢化の進展などに伴う社会保障経費の増が将来財政に与える影響を明らかにしました。

140ページ中段に参考1として、令和4年8月時点の長期財政推計を記載しておりますのでご覧いただければと思います。左側がグラフでございまして右側がグラフの元となっている推計値でございます。2065年時点におきましては、本市の収支不足でありますけれども、約1,800億円となるなど、今後収支不足はさらに拡大をしていくという見込みとなってございます。

こちらのページ下段2の「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョンの策定」をご覧いただければと思います。近年の予算編成におきまして、減債基金の臨時的な活用等によりまして、行政サービスの水準を維持しておりますことや、先ほど御説明をした収支不足が更に拡大していく見込みであることを踏まえますと、本市の財政状況は、危機的な状態にあるということであります。こうした厳しい見通しの中で、安定した行政サービスを提供し続け市民生活を守るとともに、子どもたちや将来の市民に対して、横浜の豊かな未来をつないでいくため、令和4年の6月に中長期の財政方針でございます財政ビジョンを策定させていただきました。

この財政ビジョンにつきましては、昨年8月の税制調査会におきまして一度御説明をさせていただいておりますので、本日は令和4年の12月に策定をいたしております中期計画においてですね、財政ビジョンを踏まえ、どのような目標を設定して財政運営の進捗管理を行っているのかを御説明をさせていただければと考えております。

なお、財政ビジョンにおきましては、目指すべき「持続的な財政」の姿の実現に向けて、「債務管理」「財源確保」「資産経営」「予算編成・執行」「情報発信」「制度的対応」の6つの柱から成る「財政運営の基本方針」を掲げてございます。

141ページをご覧いただければと思います。次のページでございます。左下にございます3の「今後4年間の取組」をご覧いただければと思います。先ほどの基本方針等を踏まえまして、こちらの中期計画において財政運営1から5までの分類で、財政運営に関する指標を定めてございます。

本日は時間も限られてございますので、この事業のうち、特に財政状況に直接関連するものといたしまして、財政運営1「債務ガバナンスの徹底による中長期的な視点に立った債務管理」と、財政運営2「戦略的・総合的な取り組みによる財源の安定的・構造的な充実」、そして4にございます「歳出ガバナンスの強化による効率的で効果的な予算編成・執行」について御説明をさせていただければと考えてございます。

1枚おめくりをいただきまして、142ページをご覧いただければと思います。これ以降のページについては、共通のレイアウト、同じような作りで作成してございますのでご覧になりやすいと思いますけれども、まず、ページ左側の「指標」と書かしていただいておりますけれども、こちらにおきましてですね、直近の現状値であります令和3年度の数値と本計画の最終年度であります令和7年度時点の目標値

を記載してございます。

そして、次のページで、この指標を達成するための主な取組とその取組指標を掲載する形となっております。

142ページの御説明でございますけれども、ページ左側の財政運営1「債務管理 ガバナンスの徹底による中長期的な視点に立った債務管理」ということでございま すが、指標として、一般会計が対応する借入金残高を用いておりまして、こちら令 和7年度末時点における残高の目標値を3兆100億円以下ということで設定させて いただいております。

この目標はページ右側にも記載をさせていただいておりますが、財政ビジョンにおけます債務管理の中長期のベンチマークである、「一般会計が対応する借入金市民一人当たり残高」について2040年度末、令和22年度末でございますけれども、その時点における残高を2021年度末、令和3年度末残高程度に抑制するというものに対応したものとなっております。

なお、口頭で恐縮ですけれども、足元の状況を申し上げますと、速報ベースの数字にはなりますけれども、令和4年度の決算値での残高につきましては、3兆1,142億円となってございまして、令和3年度の残高でございます3兆1,312億円に比べまして、170億円残高が減少してございます。内訳を簡単に申し上げますと、港湾整備事業費会計ですとか、みどり保全創造事業費会計等で残高は増加している部分はありますものの、一般会計のほか下水道事業会計、外郭団体の借入金の残高が減少したことによりまして、市全体としては残高が減少しているところでございます。

債務管理に当たりましての主な取組は次のページに記載をさせていただいております。143ページをご覧いただければと思います。主な取組を4つほど記載させていただいております。まず一つ目が「1 計画的・戦略的な市債活用と残高管理」でございます。右側に記載しておりますとおり、一般会計が対応する借入金残高の目標でございます3兆100億円以下を目指しております。具体的な取組としては、左側をご覧いただければと思いますけれども、計画的な市債発行や確実な公債費の償還を通じて管理を進めてまいります。なお、これを踏まえた計画期間中の市債発行額につきましては、5,300億円程度を見込んでございます。

2の「市場から信頼される市債の安定的かつ円滑な発行」でございますけれど も、近年話題のESG債の発行ですとか市債発行手法の多様化を目標としておりま す。こうした取組を進めることによりまして、引き続き安定的な資金の調達と中長 期的な調達コストの抑制に取り組んでまいります。

3番「計画的・戦略的な投資管理の推進」でございますけれども、投資管理の推進を目標としております。取組1で御説明したとおり、一般会計が対応する借入金残高の目標達成に向けまして計画期間中の財政見通しにおける市債活用額を5,300億円程度としておりまして、その範囲内で、施設等整備の水準ですとか事業の優先順位を調整してまいりたいと考えております。

続いて、「4 特別会計・企業会計等の更なる健全化の推進」でございますけれども、経営計画等の収支見通しの長期化や社会経済情勢の変化等により一般会計で 負担が必要となった事業を計画的に縮減することを目標としております。

1 枚おめくりをいただきまして、144ページでございます。財政運営 2 「戦略 的・総合的な取り組みによる財源の安定的・構造的な充実」でございますけれど も、市税収納率と一般会計・特別会計における未収債権額を指標とさせていただい ておりまして、市税収納率99.4%、未収債権額170億円を目標とさせていただいております。口頭で足元の状況を申し上げますと、令和4年度決算値での市税収納率は99.3%となっておりまして、過去最高でありました令和3年度の数字と同率ということになっております。また、未収債権額は193億円となりまして、令和3年度の202億円に比べまして9億円の減少となっております。

続きまして、1 枚おめくりいただきまして145ページをご覧いただければと思います。先ほどの目標の達成に向けた主な取組を記載してございます。ページ上部の「1 戦略的なまちづくりによる税財源基盤の強化」とページ下部の「5 本市のふるさと納税の推進」でございますけれども、本市ではですね、令和5年度から政策局においてですけれども、財源確保推進課という専門の部署を設けておりまして、充実策を推進しております。目標はさまざまございますけれども、例えば本市へのふるさと納税の寄附額については、目標値を20億円に設定をさせていただいております。こちらも速報ベースで恐縮ですけれども、令和4年度決算値におきましては4.05億円となりまして、こちらに記載がございます3.37億円に比べて0.7億円の増となってございます。

その他、取組3・4につきましては先ほど説明をさせていただきましたとおりでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、ページの番号自体は飛びますけれども、148ページをご覧いただければと思います。財政運営4「歳出ガバナンスの強化による効率的で効果的な予算編成・執行」でございますけれども、ページの左側にございますとおり、収支差の解消及び減債基金の臨時的な活用額というものを指標としておりまして、収支不足の解消と令和5年度から7年度における3か年の減債基金の活用上限額を500億円とする目標とさせていただいております。

この目標については、ページ右側にございますとおり財政ビジョンにおける中長期のベンチマークでございます、「2030年度までに減債基金の取崩による財源対策から脱却した上で予算編成における収支差を解消」というものに基づくものとなってございます。

1枚おめくりをいただきまして、149ページでございます。こちらも先ほどの目標の達成に向けた主な取組を記載してございます。まず、その「1 収支差解消フレームに則った歳出改革の推進」「2 歳出ガバナンスの強化」でございますけれども、先ほど御説明をしたとおり、収支不足の解消と、令和5年度から7年度までの間の減債基金の活用上限額を500億円とする目標を設定しております。なお、口頭で令和5年度予算の状況を申し上げますと、減債基金の臨時的な活用額でございますけれども、令和4年度における活用額の200億円から30億円を減額いたしまして、170億円を計上させていただいております。歳出改革の取組については、この後別途説明があるとお聞きしていますので、こちらでは省略をさせていただければと存じます。

以上、簡単ではございますけれども、横浜市中期計画2022-2025を用いまして、 指標の設定等の状況を通じ、財政状況について御説明させていただきました。どう もありがとうございました。

座 長

はい、ありがとうございます。もう時間も限られていますので、質問は後でさせていただくことにして、取り急ぎ次の行政改革の取組について総務局の方から御説明をお願いいたします。簡潔にお願いできればと思います。

総務局の行政イノベーション担当課長 今村と申します。

資料ですけれども、中期計画の抜粋が4ページありまして、令和5年度予算案資料の抜粋が5ページの2点あるかと思います。

これまでも行政改革、事業見直しなども進めてきたのですが、財政局から今説明があったように、これからの収支不足に対応していくためには、今までのやり方を続けていくというだけではなくて、歳出改革ということで取り組んでいかなくてはならないとしています。私からは、今日は、今後それをどう進めていくのかですとか、今はどうなっているのかということを中心に御説明させていただきたいと思います。資料を進んでいただきまして、2番「計画期間中の収支不足への対応策」というところで御説明させていただきます。

「歳出改革の仕組み」とございまして、上の箱にこれまでの主な対応例として、 これまで不断の行財政改革をやってきまして、例えば行政内部経費とか補助金の見 直し、民営化・委託化、外郭団体の見直し、国庫補助事業の積極活用、保有資産の 有効活用などを進めてまいりました。また、多様な公民連携手法・民間資金活用な どもやってまいりました。今後もこういったことを進めていくのですが、これをよ り実装させていくためには、これを上手く一層回していく仕組みが必要だろうとい うことで、下の箱になっております。厳しい財政見通しにあっても、持続可能な市 政運営の確立に向けて、施策の推進、施策を進めていくことと行政サービスを最適 化していくことの両立に、これに必要な段階的な財源捻出・「創造・転換」を理念 とする歳出改革を進めるための仕組みを構築するとしています。仕組み①市役所の ガバナンスとマネジメントの強化、仕組み②「政策-施策-事業」の体系化、評価 制度の再構築、予算編成との連動とあります。これについては、後ほど内容を御説 明します。この仕組みですが、財政ビジョンの「収支差解消フレーム」で明示した 「改革のフェーズ展開」というものがありますが、それに沿って、 段階的に強化 していきます。職員は、歳出改革を自分事化、意識改革を行いながら、「DX・デ 一夕活用」「公民連携」の視点をもって、市民目線、スピード感、全体最適を重視 し取り組んでいくと、こういった全体の考え方でより実装させていこうという内容 になっています。

行政イノベーション 担 当 課 長

その次のページですが、歳出改革の段階的に強化をしていこうとしていまして、令和4年度・5年度が3つの市政方針共有の年、令和6年度以降が実践の年となります。今後の10年程度の行政運営の考え方をまとめた「行政運営の基本方針」というものを令和5年1月に策定をしております。財政ビジョン、中期計画と合わせまして、「3つの市政方針」というふうにしています。

これは昨年度になりますけれども、5年度予算編成開始時には、「令和5年度予算編成における歳出改革基本方針」を初めて策定をして公表しております。これに基づいて令和5年度予算を編成しております。

施策・事業の「選択と集中」による予算構造のスリム化を進めるために、「政策 - 施策 - 事業」を体系化、ツリーにしまして、「評価制度」を再構築しております。マネジメントサイクル、これは「予算編成や中期計画への反映」、「執行・決算」、「『政策 - 施策 - 事業』の体系化を踏まえた評価の実施」、それを踏まえて「評価結果データ等を予算編成や中期計画へ反映」すると小さな文字で書いておりますが、このサイクルを確立して、歳出改革を始動させていく。データに基づくPDCAサイクルの基盤として、「行政経営プラットフォーム」を6年度予算編成から活用してまいります。歳出改革を進める仕組みの中心でもある評価制度の再構築、また市

内経済の活性化、規制緩和、土地利活用の推進等を通じた税等の戦略的な財源確保 と記載がありますが、評価制度、またファシリティマネジメント、財源確保につい ては、令和5年4月に機構を立ち上げております。

令和6年度以降は、歳出改革の実践ということになりますが、これはマネジメントサイクルを深化させながら、庁内政策議論の強化や、施策・事業の新陳代謝につながる徹底した施策・事業の見直しを実施していきます。また、市役所内部のさらなる業務改革、戦略的・総合的な財源充実策の展開、計画的な投資管理、受益と負担のさらなる適正化などの推進をしていきます。引き続き、並行してデータを重視した政策形成を実施していきます。

次のページになりますが、歳出改革の仕組みを踏まえた主な工程とありますが、これは今説明したことを年度に落としておりまして、収支差解消に向けた改革のフェーズ展開というところについては、財政ビジョンに示しております改革のフェーズ展開の中に歳出改革を落としたというような建付けになっております。こちらは後ほどご覧いただければと思います。

もう一つの資料のほうですが、令和5年度予算案の資料からの抜粋になります。こうした歳出改革の仕組みづくりに令和4年度から着手しまして初めて編成した予算になります。ではどのようになったのかといいますと、これ予算の資料ですが、令和5年度予算編成における財源創出、令和4年度までの事業の見直しに類するものですが、こちら1,235件、232億円という数字になっております。さっき財政局の資料1にもありましたけれども、これまでの事業見直しでいきますと、これまでは大体100億円くらいの事業見直しということを行っておりました。令和5年度予算については、歳入確保のうち「その他歳入確保」の80億円に、建築助成公社からの解散・合併に伴う歳入79億円というものがあって、この影響が非常に大きかったということがございましたので、これまでのベースでいうと大体令和3年度と同じくらいの実績だったのかなと思います。建築助成公社の見直しは必要な取組ではありますが、その大きい影響を除くと令和3年度と同じくらいというような内容になっております。

どのような見直しを実施したのかといいますと、例えば、施策・事務事業の徹底 した見直しにつきましては、横浜芸術アクション事業を新しい事業に転換してい く、市庁舎整備基金の廃止ですとか、がん検診事業を保険診療へ移行させていくこ と、また収納率向上特別対策事業費については、web申請といったようなことを令 和5年度予算では見直しをしています。

市役所内部経費の更なる見直しとしては、市立保育所民間移管、また保育・教育給付事務費、こちらはオンライン化などの取組を行っております。

補助金・特別会計等に対する繰出金の適正化については、国民健康保険、横浜市立大学運営交付金などの見直しを行っております。外郭団体等への財政支援の適正化としては、先ほどの建築助成公社の関係での歳入がございました。

積極的な歳入確保策の実施としましては、国費の活用、国や県の負担金、補助金などを横浜保育室ですとか児童家庭支援センター、あとは障害者グループホームなどで実施しています。これが今年度の予算でやってきたところですが、では令和5年度は、どういうふうに進めているのかといいますと、一人一人が自分事としてやっていかなければならないということで意識改革プロジェクトを組んだりですとか、施策・事業評価制度、こちらについては再構築をして推進しております。

市役所内部の更なる業務改革ということでは、BPR、業務の進め方の見直しで

	すとか、内部経費について、成果連動型民間委託契約方式を活用した適正化を検討しています。また、共創の推進、データを重視した政策形成につきまして進めているところです。 私からの説明は以上です。
座長	はい、ありがとうございます。それでは、質問をお願いします。○○委員お願い します。
委	総務局の方にお聞きしたいのですけれど、資料2の最後の197ページのところと、資料3の21ページのところについてお聞きします。施策・事業評価制度の推進、あと評価制度の再構築ということで専門チームを組まれてやり始めているということですが、政策ピラミッドが公表されるようにはなっていますけれど、横浜市は政策外というのが大変多いです。今後どうされるのか、本当に政策ピラミッドというふうにするならば、政策外がちょっと多すぎると思うので、体系化と書かれているということであれば、どういうふうに実現されるのか、というのが1点目です。 2点目ですが、ここに「ロジックモデルの検討構築」とあるのですけれど、ロジ
	ックモデルとはどういったものか説明をいただきたいというのが2点目です。コンサルティングを入れていたり、色々されているようなので、費用もかかっているのかなと思います。
座 長	はい。大きなところから、かなり突っ込んだところまでありますが、お答えいた だければと思います。お願いいたします。
行政イノベーショ	政策外が多いという御指摘についてですが、政策体系について引き続き検討して
ン担当課長	いくこととしています。
座 長	幅広く検討が必要な論点ということですね。
委 員	ですが、そこを整理しないと体系化したとはいえないのではないでしょうか。
座	当然です。
行政イノベーション担当課長	あと、ロジックモデルについては、政策の目標に対して、その事業がどう影響を 与えていくのかということを、ロジックを作っていって、その政策に対して、本当 にその事業が役に立っているのか、寄与しているのかということを、数字も用いて それを証明していくというのがロジックモデルになります。ですので、横浜市の施 策について、これを進めていくということです。
座 長	よろしいですか。
委員	はい。ありがとうございます。
座	はい。よろしいですか。すみません、会議の終了予定時間となりましたが、いかがでしょうか。 私から、一つだけ教えてください。簡単なことですが、市で様々な検討を進める上でのベースはこの財政ビジョン、これは去年御説明いただいたものだろうと思うのですが、ここから例えば、実績や見通しがぶれてきたときに見直しなどはされるのですか。例えば税収、足元では結構跳ねているようですけれど、このあたりが現実と分かれてきたときに、この一番土台になっているものというのは、ずっと見直さないのか、それとも見直していくのか。
主 税 部 長	税収に関しては、当然、決算とかを見て、たびごとに発射台が変わるので、当然 見直しをしています。
座 長	それでは、財政ビジョンが去年の夏でフィックスではなくて、一応見直しつつや るということですね、わかりました。ありがとうございます。

	その他はよろしいですか。はい。それでは本日本当に時間が限られてしまって、 大変申し訳ありません。それでは、本日これにて税制調査会を閉めさせていただき たいと思います。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。事務局に お返しします。
税制課長	事務連絡をさせていただきます。次回の会議は9月20日水曜日を予定しています。議題は、後日、青木座長と事務局で相談し、改めてご案内をいたします。また、本日前半の議題の際、環境創造局関係で宿題を何点かいただきましたので、そちらも事務局で整理して、環境創造局に次回会議にて御説明するように申し伝えます。
	最後に、本日の議事録につきましては、後日送付させていただきますので確認を よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。
座 長	暑い日がまだ続くのでお体にお気をつけください。ありがとうございました。